(h)　(f)～(g)の手順を繰り返し、試験中に予想されるΔp_{CFV}の実際の全範囲が試験されるよう、少なくとも10箇所の絞り位置で平均データを記録するものとする。可能な最小の抵抗で校正する際は、校正用の構成機器又はＣＶＳ構成機器を取り外す必要はない。

(i)　C_d及び許容最低圧力比ｒは、別紙７又は別紙８に定めるとおりに求めるものとする。

(j)　C_dを用い、排出物試験中のＣＦＶ流量を求めるものとする。ＣＦＶは、別紙７又は別紙８で算出される許容最低ｒ未満で使用しないものとする。

(k)　8.1.8.5.に定めるとおりにＣＶＳの検証（プロパンチェック）を実施し、校正を検証するものとする。

(l)　ＣＶＳが、同時に１台を超えるＣＦＶを並列に運転する構成の場合、次のうちの１つでＣＦＶを校正するものとする。

(i)　本規定及び別紙７又は別紙８に基づき、ＣＦＶの全ての組み合わせを校正するものとする。この選択に関する流量の計算については別紙７又は別紙８を参照のこと。

(ii)　本規定及び別紙７又は別紙８に基づき、各ＣＦＶを校正するものとする。この選択に関する流量の計算については別紙７又は別紙８を参照のこと。

8.1.8.4.4.　亜音速ベンチュリの校正

亜音速ベンチュリ（以下「ＳＳＶ」という。）を校正し、入口圧力の予想される範囲について校正係数C_dを求めるものとする。ＳＳＶ流量計は、次のとおり校正するものとする。

(a)　図8.1に示されるとおりに装置を接続するものとする。

(b)　ブロワをＳＳＶの下流で始動させるものとする。

(c)　校正流量計・ＳＳＶ間の漏れは、最大の抵抗で総流量の0.3%未満であるものとする。

(d)　ＳＳＶの動作中、ＳＳＶ入口の一定温度を平均絶対入口温度T_{in}の±２%以内に保つものとする。

(e)　可変絞り又は可変回転速度ブロワを試験中の最大予想流量より多い流量に設定するものとする。校正された値を超えて流量を外挿することはできないため、校正された最大流量でのSSVのスロート部分のレイノルズ数R_eが試験中の予想最大R_eより大きいことを確認しておくことが推奨される。

(f)　装置を安定させるため、ＳＳＶを少なくとも３分間運転させるものとする。ＳＳＶの運転を継続させ、次の収集したデータの少なくとも30秒の平均を記録するものとする。

(i)　基準流量計の平均流量$\dot{n}_{ref}$

(ii)　校正空気の平均露点T_{dew}は選択として排出ガス測定中の許容される推定値については別紙７又は別紙８を参照

(iii)　ベンチュリ入口での平均温度T_{in}

(iv)　ベンチュリ入口での平均静的絶対圧力p_{in}

(v)　ベンチュリ入口での静的圧力とベンチュリスロート部での静的圧力との間の静的圧力差Δp_{SSV}

(g)　流量を減らすために、絞り弁を徐々に閉めるか、ブロワの回転速度を落とすものとする。

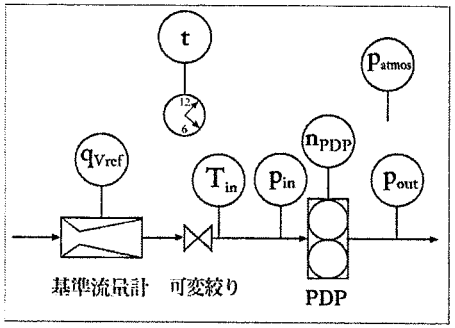
(h)　(f)～(g)の手順を繰り返し、少なくとも10段階の流量でデータを記録するものとする。

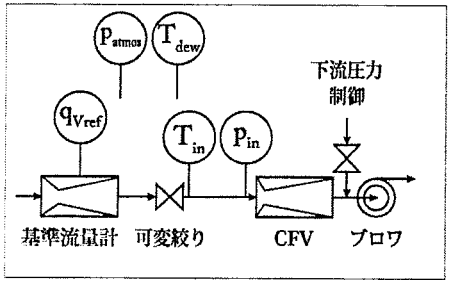
(i)　収集したデータ及び別紙７又は別紙８の式を用い、Reに対するC_dの関数を求めるものとする。

(j)　新しいC_d対Reの式を用いて8.1.8.5.に定めるとおりにＣＶＳの検証（プロパンチェック）を実施し、校正を検証するものとする。

(k)　ＳＳＶは、最小校正流量・最大校正流量間でのみ、使用するものとする。

(l)　別紙７又は別紙８の式を用い、試験中のＳＳＶ流量を求めるものとする。





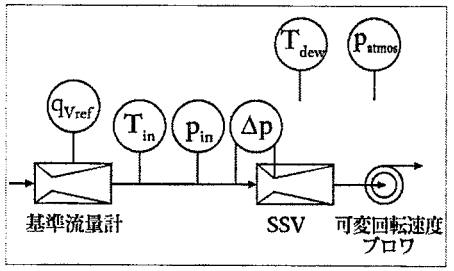


図8.1　ＣＶＳ校正の概要

8.1.8.5.　ＣＶＳ及びバッチサンプラーの検証（プロパンチェック）

8.1.8.5.1.　概要

(a)　プロパンチェックには、希釈排出ガス流量の測定値にずれがないかどうかを判断するＣＶＳ検証としての役割がある。プロパンチェックには、ＣＶＳからサンプルを抽出するバッチサンプリング装置にずれがないかどうかを、8.1.8.5.7.に定めるとおりに判断するバッチサンプラー検証としての役割もある。適切な技術的判断と安全な方法を利用するのであれば、CO_2又はCOなどのプロパン以外のガスを用いてこのチェックを実施することができる。プロパンチェックに合格しない場合、次のとおり是正措置を必要とする１つ以上の問題がある場合がある。

(i)　不正確な分析計校正。ＦＩＤ分析計を再校正、修理又は交換するものとする。

(ii)　8.1.8.7.に基づき、ＣＶＳトンネル、接続部、締結用部品及びＨＣサンプリング装置について漏れのチェックを実施するものとする。